

ITI Section Japan
Certified Specialist for Implantology
(ITI日本支部公認インプラントスペシャリスト)制度暫定期間の
申請資格

暫定期間 2017 年～2019 年までに公認インプラントスペシャリストを申請する者は、申請時に下記の各号全てに該当していることを要する。

- (1) 歯科医師または、医師の免許を有していること。
 - (2) 2 年以上継続して ITI メンバーとして在籍し、会費を納入していること。
 - (3) 申請時に 2017 年 1 月以降に開催されるワールドシンポジウム、ナショナルコンgres、セクションミーティング、リージョナルスタディクラブミーティング、公認インプラントスペシャリスト教育講座のいずれかに 1 回以上参加していること。ただし、リージョナルスタディクラブミーティングは支部単位で開催し、スタディクラブコーディネータの承認を得たものとする。
 - (4) ITI フェロー 2 名の推薦が得られること。
 - (5) 申請前の 2 年間に最終補綴装置を装着した 30 症例以上のインプラント治療を行っていること。ただし、インプラント埋入は申請前 2 年間以前であっても構わない。
2. 前項に関わらず、認定委員会が申請資格を有すると認めた者。

2017 年 4 月 25 日作成
2017 年 8 月 29 日更新